

令和 7 年 第 2 回 中 泊 町 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (6月3日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
出席説明員	2
職務のため出席した事務局職員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定について	4
日程の追加	5
追加日程第 1 議長の辞職の件について	5
日程の追加	6
追加日程第 2 議長の選挙	6
日程の追加	7
追加日程第 3 議会運営委員会委員の辞任について	8
日程の追加	8
追加日程第 4 議会運営委員会委員の選任について	9
日程の追加	9
追加日程第 5 議会活性化特別委員会委員の辞任について	10
日程の追加	11
追加日程第 6 議会活性化特別委員会委員の選任について	11
日程第 4 報告第 4 号から日程第 20 議案第 44 号まで	11
・報告第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 14 号について)	
・報告第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に	

関する条例の一部改正について)

- ・報告第 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(中泊町税条例等の一部改正について)
- ・報告第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和 7 年度中泊町一般会計補正予算第 1 号について)
- ・報告第 8 号 令和 6 年度中泊町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- ・議案第 33 号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ・議案第 34 号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- ・議案第 35 号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- ・議案第 36 号 中泊町健康づくり推進協議会条例の一部改正について
- ・議案第 37 号 中泊町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について
- ・議案第 38 号 令和 7 年度中泊町一般会計補正予算第 2 号について
- ・議案第 39 号 令和 7 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について
- ・議案第 40 号 令和 7 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号について
- ・議案第 41 号 令和 7 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 1 号について
- ・議案第 42 号 中泊町副町長の選任について
- ・議案第 43 号 物品売買契約の締結について
- ・議案第 44 号 町有財産の無償貸付について

議席の一部変更について	17
散会の宣告	17

第 2 号 (6 月 5 日)

議事日程	19
出席議員	19
欠席議員	19
出席説明員	19
職務のため出席した事務局職員	20

開議の宣告	2 1
日程第1 一般質問	2 1
1 番 鈴木長一郎議員	2 1
5 番 塚本悦子議員	2 2
散会の宣告	2 6

第 3 号 (6月6日)

議事日程	2 7
出席議員	2 8
欠席議員	2 8
出席説明員	2 8
職務のため出席した事務局職員	2 9
開議の宣告	3 0
日程第1 報告第4号	3 0
・報告第 4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和6年度中泊町一般会計補正予算第14号について)	
日程第2 報告第5号	3 1
・報告第 5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に 関する条例の一部改正について)	
日程第3 報告第6号	3 2
・報告第 6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (中泊町税条例等の一部改正について)	
日程第4 報告第7号	3 4
・報告第 7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和7年度中泊町一般会計補正予算第1号について)	
日程第5 議案第33号	3 5
・議案第33号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改 正について	
日程第6 議案第34号	3 6

・議案第 3 4 号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
日程第 7 議案第 3 5 号	3 8
・議案第 3 5 号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について	
日程第 8 議案第 3 6 号から日程第 9 議案第 3 7 号まで	3 9
・議案第 3 6 号 中泊町健康づくり推進協議会条例の一部改正について	
・議案第 3 7 号 中泊町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について	
日程第 1 0 議案第 3 8 号	4 1
・議案第 3 8 号 令和 7 年度中泊町一般会計補正予算第 2 号について	
日程第 1 1 議案第 3 9 号	5 0
・議案第 3 9 号 令和 7 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について	
日程第 1 2 議案第 4 0 号	5 2
・議案第 4 0 号 令和 7 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号について	
日程第 1 3 議案第 4 1 号	5 3
・議案第 4 1 号 令和 7 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 1 号について	
日程第 1 4 議案第 4 2 号	5 4
・議案第 4 2 号 中泊町副町長の選任について	
日程第 1 5 議案第 4 3 号	5 5
・議案第 4 3 号 物品売買契約の締結について	
日程第 1 6 議案第 4 4 号	5 6
・議案第 4 4 号 町有財産の無償貸付について	
日程の追加	5 7
町長追加提案理由の説明	5 7
追加日程第 1 議案第 4 5 号	5 8
・議案第 4 5 号 令和 7 年度中泊町一般会計補正予算第 3 号について	
追加日程第 2 議案第 4 6 号	5 9
・議案第 4 6 号 物品売買契約の締結について	
日程第 1 7 委員会付託	6 0
閉会の宣告	6 1

署 名	6 3
-----------	-----

第 2 回中泊町議会定例会

令和 7 年 6 月 3 日（火曜日）

○議事日程 第 1 号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 1 4 号について)
- 5 報告第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)
- 6 報告第 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(中泊町税条例等の一部改正について)
- 7 報告第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和 7 年度中泊町一般会計補正予算第 1 号について)
- 8 報告第 8 号 令和 6 年度中泊町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 9 議案第 3 3 号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 1 0 議案第 3 4 号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 1 1 議案第 3 5 号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- 1 2 議案第 3 6 号 中泊町健康づくり推進協議会条例の一部改正について
- 1 3 議案第 3 7 号 中泊町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について
- 1 4 議案第 3 8 号 令和 7 年度中泊町一般会計補正予算第 2 号について
- 1 5 議案第 3 9 号 令和 7 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算

第 1 号について

1 6 議案第 4 0 号 令和 7 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算
第 1 号について

1 7 議案第 4 1 号 令和 7 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 1
号について

1 8 議案第 4 2 号 中泊町副町長の選任について

1 9 議案第 4 3 号 物品売買契約の締結について

2 0 議案第 4 4 号 町有財産の無償貸付について

○追加議事日程（第 1 号の追加）

- 1 議長の辞職の件について
- 2 議長の選挙
- 3 議会運営委員会委員の辞任について
- 4 議会運営委員会委員の選任について
- 5 議会活性化特別委員会委員の辞任について
- 6 議会活性化特別委員会委員の選任について

○出席議員（13 名）

1 番 鈴 木 長一郎 君	2 番 田 中 洋 君
3 番 成 田 直 人 君	4 番 秋 元 隆 君
5 番 塚 本 悦 子 君	6 番 荒 関 富 雄 君
7 番 秋 田 博 君	8 番 長 利 司 君
9 番 兵 庫 桂 蔵 君	1 0 番 青 山 雅 晴 君
1 1 番 沖 崎 勲 君	1 2 番 野 上 憲 幸 君
1 3 番 川 山 光 則 君	

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	鈴 木 信 也 君
代表監査委員	外 崎 良 造 君
総 務 課 長	三 上 晃 瑠 君

財 政 課 長
 総 合 戦 略 課 長
 町 民 課 長
 福 祉 課 長
 環 境 整 備 課 長
 農 政 課 長
 水 産 商 工 観 光 課 長
 小 泊 支 所 長
 教 育 課 長
 税 務 会 計 課 長
 上 下 水 道 課 長

木 元 剛 君
 越 野 進 一 君
 古 川 明 彦 君
 長谷川 朱 子 君
 鈴 木 輝 文 君
 古 川 優 君
 鈴 木 統 生 君
 阿 部 弘 喜 君
 田 中 綾 人 君
 山 中 哲 哉 君
 今 芳 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長
 総 務 課 行 政 係
 総 務 課 庶 務 係
 議 会 事 務 局

長 利 香代子 君
 白 川 隼 君
 大 川 朝 央 君
 瓜 田 雅 也 君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は 13 人です。定足数に達していますので、令和 7 年第 2 回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（川山光則君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、10 番、青山雅晴議員及び 11 番、沖崎勲議員を指名します。

◎会期の決定について

○議長（川山光則君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、別紙議会運営委員長からの報告のとおり、本日から 6 月 6 日までの 4 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は本日から 6 月 6 日までの 4 日間に決定しました。

私は、6 月 2 日に議長の辞職願を副議長に提出しました。

これは、私の一身上の件に関することであります。地方自治法第 117 条の規定により除斥となりますので、退場することとし、副議長と議長職を交代いたします。

副議長、よろしくお願いいたします。

（議長、副議長交代）

（議長 川山光則君退席）

○副議長（秋元 隆君） 地方自治法第 106 条の規定により、議長の職務を行います。

◎日程の追加

○副議長（秋元 隆君） 川山光則議員から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。議会の組織、運営に関わる件でありますので、議長の辞職の件についてを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（秋元 隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の辞職の件についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議長の辞職の件について

○副議長（秋元 隆君） 職員に辞職願を朗読させます。

事務局長。

○事務局長（長利香代子君） 令和7年6月2日、中泊町議会副議長、秋元隆殿、中泊町議会議長、川山光則。辞職願、このたび私事都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（秋元 隆君） お諮りします。

川山光則議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（秋元 隆君） 異議なしと認めます。

したがって、川山光則議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

川山光則議員の入場を許可します。

（13番 川山光則君入場）

○副議長（秋元 隆君） 川山光則議員の議長の辞職については許可されたので、告知します。

川山光則議員からの発言の申出がありますので、これを許可します。
登壇願います。

（13番 川山光則君登壇）

○13番（川山光則君） 議長を退任するに当たり、一言お礼申し上げます。

令和3年5月の臨時会において、議員の皆様方の温かいご推挙により議会議長の要職に就き、約4年間、微力ながら町政の発展と円滑な

議会運営に努めてまいりました。幸いにも皆様のご支援、ご協力を賜り、本日まで大過なく職責を全うすることができました。心から感謝するとともに、厚く御礼申し上げます。

今後は、この経験を生かして町政発展のため精いっぱい務めさせていただきますので、引き続きご指導賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。本当にお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

◎日程の追加

○副議長（秋元 隆君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（秋元 隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎追加日程第2 議長の選挙

○副議長（秋元 隆君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（秋元 隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙は指名推選の方法により行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、野上憲幸議員に指名していただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（秋元 隆君） 異議なしと認めます。

したがって、野上憲幸議員に指名していただくことに決定しました。

野上憲幸議員から指名願います。

○12番（野上憲幸君） それでは、私から議長を推選させていただきます。

長利司議員であります。長利司議員は連続6期、そしてまた20数年の豊富な議員経験があり、これまで議会運営委員会の委員長、そしてまた総務文教の常任委員長と、そしてまた議長もされておるといふ、要職を歴任され、その経歴、手腕からも議長に適任と思われましますので、推選いたします。

以上です。

○副議長（秋元 隆君） お諮りします。

ただいま野上憲幸議員が指名しました長利司議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（秋元 隆君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名されました長利司議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました長利司議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、当選の告知をします。

長利司議員に議長就任の挨拶をお願いします。

（議長 長利 司君登壇）

○議長（長利 司君） ただいま議員皆様のご推挙により、中泊町議会の議長にご選任を賜り、お礼を申し上げますと同時に、その職務の重大さに身の引き締まる思いであります。

これからの中泊町のますますの発展と住民生活の向上に向け、常に公正、公平を心がけながら円滑な議会運営に努め、また議会のさらなる活性化に努めてまいり所存でございます。

皆様方のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、就任の挨拶いたします。よろしく申し上げます。（拍手）

○副議長（秋元 隆君） これをもちまして議長の職務を終了いたします。議員各位のご協力をいただき、誠にありがとうございました。

長利司議長、議長席にお着き願います。

（議長、議長席に着く）

◎日程の追加

○議長（長利 司君） 当職は、議会運営委員会委員を辞任したいと思います。

お諮りします。議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、

追加日程第3として直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

地方自治法第117条の規定により、当職は除斥となりますので、退場することとし、議長職を交代したいと思います。

副議長、よろしくお願いします。

(議長、副議長交代)

(議長 長利 司君退席)

◎追加日程第3 議会運営委員会委員の辞任について

○副議長(秋元 隆君) 地方自治法第106条の規定により、議長の職務を行います。

追加日程第3、議会運営委員会委員の辞任についてを議題にします。

長利司議長から議会運営委員会委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(秋元 隆君) 異議なしと認めます。

したがって、議長の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

議長の入場を許可します。

(議長 長利 司君入場)

○副議長(秋元 隆君) 議長にご報告いたします。

議長の議会運営委員会委員の辞任は許可されたので、ご報告します。

議長職を交代します。

(議長、副議長交代)

◎日程の追加

○議長(長利 司君) お諮りします。

議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第４として、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第４として、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第４ 議会運営委員会委員の選任について

○議長（長利 司君） 追加日程第４、議会運営委員会委員の選任についてを議題にします。

お諮りします。委員会条例第８条第４項の規定により、川山光則議員を議会運営委員会委員に選任したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、川山光則議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

○議会事務局長（長利香代子君） 議会運営委員会を開催しますので、議会運営委員の皆様は、委員会室へご移動願います。

休憩 午前１０時１７分

再開 午前１０時２０分

○議長（長利 司君） 会議を再開します。

報告いたします。議会運営委員会副委員長が欠けたことによりまして、中泊町議会委員会条例第９条第２項の規定により、議会運営委員会副委員長の互選結果が届いておりますので、ご報告いたします。

議会運営委員会副委員長に川山光則議員が互選されました。

◎日程の追加

○議長（長利 司君） 当職は、議会活性化特別委員会委員を辞任したいと思います。

お諮りします。議会活性化特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第５として、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第５として議題とすることに決定しました。

地方自治法第１１７条の規定により、当職は除斥となりますので、退場することとし、議長職を交代いたします。

副議長、よろしくお願いします。

（議長、副議長交代）

（議長 長利 司君退席）

◎追加日程第５ 議会活性化特別委員会委員の辞任について

○副議長（秋元 隆君） 地方自治法第１０６条の規定により、議長の職務を行います。

追加日程第５、議会活性化特別委員会委員の辞任についてを議題にします。

長利司議長から議会活性化特別委員会委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（秋元 隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の議会活性化特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

議長の入場を許可します。

（議長 長利 司君入場）

○副議長（秋元 隆君） 議長に報告いたします。

議長の議会活性化特別委員会委員の辞任は許可されたので、ご報告します。

議長職を交代します。

（議長、副議長交代）

◎日程の追加

○議長（長利 司君） お諮りします。

議会活性化特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第6 議会活性化特別委員会委員の選任について

○議長（長利 司君） 追加日程第6、議会活性化特別委員会委員の選任についてを議題にします。

お諮りします。委員会条例第8条第4項の規定により、川山光則議員を議会活性化特別委員会委員に選任したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、川山光則議員を議会活性化特別委員会委員に選任することに決定しました。

以上で追加の案件については終わります。

◎日程第4 報告第4号から日程第20 議案第44号まで

○議長（長利 司君） 日程第4、報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件から日程第20、議案第44号 町有財産の無償貸付についてまでを一括して上程します。

町長に提案理由の説明を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 令和7年第2回中泊町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、公私ご多用中にもかかわらず、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

提出議案のご説明を申し上げる前に、議長のお許しを得て、所信の

一端を申し上げ、審議のご参考に供したいと思います。

「復活ふるさとの元気」をスローガンに掲げて初挑戦をしたあの日、大地の恵みと海の幸 心ひとつに希望のまちへ 漕ぎ出す船長にして頂きたいと町民の皆様にお約束をしてから、早いもので8年の歳月が流れました。

人口減少、少子高齢化の波は容赦なく地域を襲い、日本中の地方を打ちのめし疲弊させております。

ですがどうでしょう。毎日のように……少し言い過ぎかもしれませんが、頻繁に明るい話題で新聞やテレビに中泊町の話題が出てはいませんでしたでしょうか。

これら話題に上った事柄の一つひとは、紛れもなく、我が町の実力、強みであり、宝物なのだと考えております。

県庁時代から三村前知事と行っていたトップセールスでしっかりと町の特産品や自慢の観光資源を売り込んでまいりました。

岡山県の倉敷や香川県の高松にある大手スーパー、そして東京の荻窪にある水産会社では町単独でのフェアも実施をさせていただいております。

時には1時間で1箱3キログラム入りのメバルを10箱販売することもありました。

こうすれば、農業と漁業でしっかりと食べていけるのだということが分かったわけであります。

メバル膳やメバルちゃんこ鍋、そしてトマト海鮮ラーメン。

このような名物を作っていけば、町外からのお客さんを呼び寄せ、町にお金を落としていただけるのだと確信したところであります。

また、尾別の宮越さんの家に100年も前からあったステンドグラスやお庭のほか、近年、大英博物館所蔵の狩野派による襖絵とついになるものであることが判明した「春景花鳥図」などの襖絵は公表された昨年来、大変なブームになっており、今年も多くの観光客が県内外から当町を訪れております。

町の魅力や宝物たち、一つひとつの光を磨いて、育て上げていけば、その光を見るために人が訪れる流れを生み出せる、これが観光だと考えております。

町が強みとする一次産業でしっかりと生業を維持しながら、観光で

地域外からの経済を呼び込む事で町の経済を回すことが可能となり、人口減少社会に対抗する地域戦略であるというふうに信じているところでもあります。

もう一つ大切な地域戦略は、地域の暮らしであります。

安心して、安全で健康に暮らすこと。

高齢化、一人暮らし、少子化、孤独化。

防げないものももちろんあるわけであります。

誰もが歳を取り老いていきます。

ですが、地域で助け合い、見守り合いながら生きていける形さえ作れば、一人暮らしによる孤独化は防ぐことができます。

ゆりかごである地域の本村を、今一度しっかりと守る事で、強い共生社会を実現できるはずであると信じております。

そのために、昨年の2月に完成した総合健康福祉センターの温泉やトレーニングジムなどを活用し、そこに子供さんからお年寄りまでが集い、子育てや日々の暮らしについて語り合えるコミュニティを作り出します。

こうして作られた地域コミュニティは、子供たちをみんなで見守り、お年寄りたちの居場所を作り、知恵や経験を引き継いでいく場所になっていくものではないかと思っております。

私は、地域コミュニティとしての町内会を集落支援員制度を活用しながら再生することで、他の地域に先駆けて共生社会を実現したいと考えております。

経済と暮らし、この二つを同時に実現する道は見えております。そしてこれを実現させた地域だけが、この先、生き残って行けるのだと確信をしているところでもあります。

そのために必要なのは、こうした考えを引き継ぎ、地域を作り、守り、維持していく、そんな人財なのだと考えております。

町政運営二期目の過去4年間は、「ふるさとの未来を拓く 人づくり」をスローガンに町の次代を担う子どもたちを育む、教育イノベーションプロジェクトとして、メタバースを活用したグローバル教育や将来的に必要な素養であるプログラミングなどを学ぶ環境を整えてまいりました。

この町の未来は、自身の生い立ちである歴史を知り、グローバル社

会を生きる知恵と未来を変える意欲を持った次代の担い手たちが引き継ぎ、変革して行くものであると確信し、そのための環境づくりに全力で取り組んで行く所存であります。

議員各位におかれましては、格別のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、今定例会に提出をさせていただきました議案の概要につきましてご説明を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

提出をさせていただきました議案は、条例改正や補正予算など報告5件、議案12件の合計17件であります。

報告第4号は、令和6年度中泊町一般会計補正予算第14号であります。

地方譲与税等の確定及び繰越明許費の追加等により、所要の予算補正を要することから、専決処分をさせていただきましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第5号は、中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてであります。

半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、条文の整備を要するため専決処分をさせていただきましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第6号は、中泊町税条例等の一部改正についてであります。

地方税法等の一部改正に伴い、条文の整備を要するため専決処分をさせていただきましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第7号は、令和7年度中泊町一般会計補正予算第1号についてであります。

中泊町農産物加工販売施設レストランの製氷機等の更新及び総合文化センター改修工事設計・監理業務について、一括して契約事務を進めるため、所要の予算補正を要することから、専決処分をさせていただきましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第8号は、令和6年度中泊町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和6年度一般会計予算のうち、年度内に事業の完了ができなかつ

た高齢者生活福祉センター自家発電設備蓄電池交換修繕等の6事業につきまして、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので報告をするものであります。

議案第33号は、中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

議会議員の報酬月額を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第34号は、中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

特別職の職員の給料月額を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第35号は、中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

国民健康保険法施行令の一部改正及び保険税の一時的な減税に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第36号は、中泊町健康づくり推進協議会条例の一部改正について。

議案第37号は、中泊町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正についてであります。

いずれも、青森県の組織改正等に伴い、委員の名称について、条文を整備するため条例の一部を改正するものであります。

議案第38号は、令和7年度中泊町一般会計補正予算第2号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも1億2,169万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億6,064万1,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費に、再生可能エネルギー促進区域等ゾーニング検討経費、行政サービス情報等を携帯端末に配信する一斉情報配信システム導入経費、令和6年度に交付した低所得者支援及び定額減税補足給付金の追加交付経費。

民生費に、物価高騰等に伴う建設費の増による、子ども第三の居場所建設工事費。

衛生費に、高齢者の带状疱疹予防接種助成経費。

水産業費に、安心・安全な水産物加工「ハサップ認証」の取得に向けた、水産物加工所の施設整備経費を計上しております。

歳入につきましては、歳出の関連において、国庫支出金、県支出金、財政調整基金、町債を計上いたしております。

議案第 39 号は、令和 7 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号についてであります。

事業勘定の補正額は、歳入歳出とも 29 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 14 億 3,451 万 7,000 円とするものであります。

補正する歳出は、人事異動に伴う職員人件費を計上するものであります。

歳入につきましては、歳出との関連において、国庫支出金及び一般会計繰入金、普通交付金返還金を計上いたしております。

診療施設勘定の補正額は、歳入歳出とも 68 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 6,404 万 8,000 円とするものであります。

補正する歳出は、職員人件費及び物件等修繕料を計上し、歳入は受託事業収入を計上いたしております。

議案第 40 号は、令和 7 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも 87 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 18 億 7,155 万 7,000 円とするものであります。

補正する歳入歳出は、人事異動に伴う職員人件費を計上いたしております。

議案第 41 号は、令和 7 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 1 号についてであります。

収益的支出について、既決予算額に 10 万 8,000 円を追加し、予算総額を 3 億 59 万 6,000 円とするものであります。

補正する支出は、人事異動に伴う職員人件費を計上いたしております。

議案第 42 号は、中泊町副町長の選任についてであります。

現副町長、横野彰吾氏の任期が令和 7 年 6 月 12 日で満了することに伴い、後任の副町長を選任するにあたり、議会の同意を求めるもの

であります。

議案第４３号は、物品売買契約の締結についてであります。

L G W A N系事務用パソコン購入につきまして、物品売買契約を締結するにあたり、中泊町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、仮契約を締結したうえで、議会の議決を求めるものであります。

議案第４４号は、町有財産の無償貸付についてであります。

社会福祉法人奥津軽会から、町有財産使用貸借契約の延長の申し出があったため、貸付期間の延長につきまして、議会の議決を求めるものであります。

以上で、本議会定例会に提案をさせていただきました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。

何卒、慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（長利 司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

◎議席の一部変更について

○議長（長利 司君） 慣例により、議席の一部を変更いたします。

兵庫桂蔵議員を８番に、川山光則議員を９番に、当職が１３番に変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議ないものと認めます。

よって、兵庫桂蔵議員を８番に、川山光則議員を９番に、当職が１３番に変更することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（長利 司君） これで本日は散会します。

散会 午前１０時４３分

第2回中泊町議会定例会

令和 7 年 6 月 5 日（木曜日）

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員（12名）

1 番 鈴 木 長一郎 君	2 番 田 中 洋 君
3 番 成 田 直 人 君	4 番 秋 元 隆 君
5 番 塚 本 悦 子 君	6 番 荒 関 富 雄 君
7 番 秋 田 博 君	8 番 兵 庫 桂 蔵 君
9 番 川 山 光 則 君	10 番 青 山 雅 晴 君
12 番 野 上 憲 幸 君	13 番 長 利 司 君

○欠席議員（1名）

11 番 沖 崎 勲 君

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	鈴 木 信 也 君
代表監査委員	外 崎 良 造 君
総 務 課 長	三 上 晃 瑠 君
財 政 課 長	木 元 剛 君
総合戦略課長	越 野 進 一 君
町 民 課 長	古 川 明 彦 君
福 祉 課 長	長谷川 朱 子 君
環境整備課長	鈴 木 輝 文 君
農 政 課 長	古 川 優 君
水産商工観光課長	鈴 木 統 生 君
小 泊 支 所 長	阿 部 弘 喜 君

教 育 課 長

田 中 綾 人 君

税 務 会 計 課 長

山 中 哲 哉 君

上 下 水 道 課 長

今 芳 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長

長 利 香代子 君

総 務 課 行 政 係

白 川 隼 君

議 会 事 務 局

瓜 田 雅 也 君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（長利 司君） ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議長（長利 司君） 日程第 1、一般質問を行います。

1 番、鈴木議員の質問を許可します。

1 番、鈴木議員。

（1 番 鈴木長一郎君登壇）

○1 番（鈴木長一郎君） ただいま議長のお許しを得ましたので、通告書に基づき質問させていただきます。

質問内容としては、町営住宅空き家解体予定についてであります。近年、町営住宅において空き家が目立っているように感じております。特に古い木造住宅について、放置した場合、防災安全上の問題や外壁、屋根等の飛散も懸念されることから、地域住民からも不安の声が寄せられております。

そこで、現状の管理状況及び今後の空き家解体予定について、町の方針を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（長利 司君） 鈴木議員の質問に対する答弁を求めます。

鈴木環境整備課長。

（環境整備課長 鈴木輝文君登壇）

○環境整備課長（鈴木輝文君） 鈴木議員ご質問の「町営住宅空き家解体予定について」、お答えいたします。

最初に町営住宅の管理戸数ですが、中里地域に中里・さわやか・もみじ・二タ見・八幡・富野・千歳・薄市・玉清水の 9 団地 367 戸、小泊地域に花丘（砂山・浜野）団地 94 戸、合計 461 戸を現在管理しております。

このうち、耐用年数が経過した住宅については入居者が退去した場合、政策空き家として公募せず解体する計画となっております。令和 7 年 5 月末現在、中里地域 102 戸、小泊地域 14 戸の合計 116 戸あり、全体管理戸数の 25.16 パーセントとなっております。

解体予定については、基本的に建設年度の古い住宅から順次解体していく予定としておりますが、長屋建ての場合は住戸棟の入居者全員が退去した後に解体対象としております。

近年の解体実績としては、令和元年から6年度まで中里地域は中里・二タ見団地で15戸、小泊地域は花丘団地の改良住宅で8戸、合計23戸の解体工事を実施しております。

また、本年度においても中里・二タ見団地それぞれ3棟、合計6棟の解体工事を予定しております。

今後も町営住宅の環境保全に努め地域住民の皆様にご心配をかけないよう計画的な住宅解体と空き家管理を実施して参りたいと考えております。

また、将来の人口減少及び建築基準法改正を踏まえた適正な住宅ストックの形成や町営住宅の在り方についても併せて検討して参りたいと考えております。

○議長（長利 司君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） それぞれ我が中里、そして小泊、解体予定があるということは聞かされました。町営住宅については、将来の人口減少を考慮したストック管理が必要となってくると思われますので、今後も適当に管理していただけるようお願いします。

答弁は結構ですので、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長利 司君） これをもちまして鈴木議員の質問を終了します。

5番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5番 塚本悦子君登壇）

○5番（塚本悦子君） 議席5番、塚本悦子でございます。通告に従い、質問させていただきます。

自然災害への備えについてであります。能登半島地震発生から1年半たち、最近いつ発生してもおかしくないと言われている南海トラフが話題に上り、全国の自治体は防災意識、危機管理がますます高まってきており、転ばぬ先のつえが求められて、住民を守ることは喫緊の課題となってきました。自然災害は地震のみならず、台風、大雨、ゲ

リラ豪雨、雷、竜巻、大雪、雪崩と多岐にわたっております。

そこで、自治体は常日頃被害発生に備えて、１次災害、２次災害と対応を検討する必要があります。すなわち、警報の発令、避難所の開設・運営、消火、救難救助、公衆衛生などに配慮を必要とします。

また、被害想定では、道路の切断により物資の供給も寸断され、供給もままならなくなり、問題となる避難所の備蓄量の点検、見直しが非常に大事になってきます。

我が町におきましては、地震、津波の影響を受ける小泊・下前地区から中里までの交通インフラの被害を受けた場合の物流の影響も加味しなければなりません。避難所の開放及び備蓄品の問題点としては、災害時、性別によって異なる被害や支援のニーズが求められています。すなわち、適切に対応をするために、女性の視点が欠かせません。特に重要な備蓄品問題として、災害用ベッドの設置は、清潔なトイレ、温かい食事とともに、避難所の質を高めるためには不可欠であります。

能登半島地震では、避難所の簡易ベッドや段ボールベッドが不足し、体育館や廊下で雑魚寝せざるを得ず、感染症が広がりました。

本県では、災害備蓄に関して各市町村へのアンケートが３月２１日付の東奥日報紙上に掲載されました。大部分は、冬の避難所の防寒不十分とありました。その中において、我が町では子供用紙おむつ、主食類、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティションが良好のようであります。

先月、５月２８日、災害関連死の防止を狙いとした改正災害救助法が成立しました。自治体に対し、保存食や簡易トイレといった災害用物資の備蓄状況を年１回公表することを義務づけています。

以上の事柄を踏まえ、中泊町民の生命、財産を守るための直近の町の自然災害対応物資の備蓄品の現状と自然災害対策の課題をお伺いたします。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 塚本議員ご質問の「自然災害への備えについて」お答えをさせていただきたいと思っております。

ご質問にもあったとおり、昨年、新年を迎え早々のすぐに発生をいたしました能登半島地震では、お亡くなりになられた方のうち、約6割の方が災害関連死によるものと認定されていることから、避難生活における疲労やストレスなどの精神的・身体的負担の軽減が求められていると承知しているところであります。

現在、中泊町全体の指定避難所は、44施設となっております。

中里地域では町の総合文化センター「パルナス」等29施設があり、防災備蓄倉庫等に段ボールベッド等が1,750個、簡易トイレ6台、飲料水2,832本、アルファ化米550食等を備蓄をしているところであります。

また、小泊地域には日本海漁火センター等15施設が避難所としてありまして、こどもり学園等に段ボールベッド等が721個、簡易トイレ4台、飲料水816本、アルファ化米300食等を備蓄しているところであります。

避難所生活においては、トイレを男女別に明確に分ける、プライバシー保護のためのパーテーション設置、女性用生理用品の備蓄等、避難者が少しでもストレスを軽減できるような対策を進めているところであります。

このほか、トイレ・キッチン・浴室を備えたトレーラーハウス、これ避難場所としてのトレーラーハウスでございますが、3台の整備を進めているほか、避難生活が長期化した際の物資対策として、町内の店舗等で保有または調達可能な物資を町に優先的に提供することを取り決めた協定を、町内外の小売事業者6者と締結しているところであります。

自然災害対策の課題といたしましては、近年の激甚化する災害において、インフラが壊滅的被害を受けるケースが見受けられ、我が町においても同様の状況となる可能性があり、孤立地域の発生も懸念されているところでございます。

このような課題に対しまして、昨年度は、あおもり防災ウィークに併せて地震津波避難訓練、小泊地域における避難所運営訓練を実施させていただいたほか、日赤中泊町分区小泊赤十字奉仕団の合同防災訓練などを実施し、訓練による災害時の対応力強化を図っているところであります。

また、広域での防災力向上のため五所川原圏域防災力向上検討会を開催しておりまして、防災備蓄の現状や、圏域でのシェアリング、広域避難等について検討を進めており、近隣自治体との連携を深めているところでもあります。しかし、議員ご承知のとおり、町や県といった自治体などが行う公助だけでは限界があることもまた事実でありまして、自分の命を自分で守る自助、自分達の地区を自分達で守る共助の取り組みは、町全体の防災力強化につながるものと考えているところでもあります。

各家庭での備蓄品や避難経路の確認はもちろん、33の地区で設置をさせていただいております兼任集落支援員の活動と、併せて自主防災組織による連携を推進させていただき、一体となった防災への取り組みが必要であると考えておりますので、地域防災力強化の重要性について、引き続き普及・啓発してまいる予定でございます。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 答弁が終わりました。再質問はありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） ご答弁、誠にありがとうございました。我が町では、かなり整っているようにお伺いいたしました。

2016年に起きた熊本地震では、建物や土砂災害などの被害を直接受けて亡くなった直接死が50人に対して、避難生活などで病気が悪化したり、体調を崩して亡くなる災害関連死が221人と何倍にもなっております。

災害関連死を防ぐため、命を守るための最低限の基準、スフィア基準があります。例えば居住空間1人当たりのスペースは最低3.5平米、トイレは20人に1つ、男性と女性の割合は1対3であります。避難所は、苦しい生活を耐え忍ぶ場所ではなく、家を失ってしまった人たちがこれからの生活再建のために少しでも前向きになれるような場所でないといけないのです。

日本に災害リスクのない地域など存在しません。しかも、その災害は、いつ起きてもおかしくないのです。挨拶やマナーが義務ではなく、社会で生きていくための礼儀作法であるように、防災意識は災害大国日本で生きるための作法であり、自分自身が生き残るための糧であります。備えあれば憂いなしという言葉があります。避難所と災害備蓄

の対応、そして近隣市町村とお互いの対応、そして連携し合い、町民の安全、安心をお願いを申し上げて、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（長利 司君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（長利 司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前 10 時 19 分

第 2 回中泊町議会定例会

令和 7 年 6 月 6 日（金曜日）

○議事日程 第 3 号

- 1 報告第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 1 4 号について)
- 2 報告第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)
- 3 報告第 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(中泊町税条例等の一部改正について)
- 4 報告第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和 7 年度中泊町一般会計補正予算第 1 号について)
- 5 議案第 3 3 号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 6 議案第 3 4 号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 7 議案第 3 5 号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- 8 議案第 3 6 号 中泊町健康づくり推進協議会条例の一部改正について
- 9 議案第 3 7 号 中泊町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について
- 1 0 議案第 3 8 号 令和 7 年度中泊町一般会計補正予算第 2 号について
- 1 1 議案第 3 9 号 令和 7 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について
- 1 2 議案第 4 0 号 令和 7 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号について
- 1 3 議案第 4 1 号 令和 7 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 1 号について

- 1 4 議案第 4 2 号 中泊町副町長の選任について
- 1 5 議案第 4 3 号 物品売買契約の締結について
- 1 6 議案第 4 4 号 町有財産の無償貸付について
- 1 7 委員会付託

○追加議事日程（第 3 号の追加）

- 1 議案第 4 5 号 令和 7 年度中泊町一般会計補正予算第 3 号について
- 2 議案第 4 6 号 物品売買契約の締結について

○出席議員（13 名）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 番 鈴木 長一郎 君 | 2 番 田 中 洋 君 |
| 3 番 成 田 直 人 君 | 4 番 秋 元 隆 君 |
| 5 番 塚 本 悦 子 君 | 6 番 荒 関 富 雄 君 |
| 7 番 秋 田 博 君 | 8 番 兵 庫 桂 蔵 君 |
| 9 番 川 山 光 則 君 | 10 番 青 山 雅 晴 君 |
| 11 番 沖 崎 勲 君 | 12 番 野 上 憲 幸 君 |
| 13 番 長 利 司 君 | |

○欠席議員（なし）

○出席説明員

- | | |
|---------|-----------|
| 町 長 | 濱 舘 豊 光 君 |
| 副 町 長 | 横 野 彰 吾 君 |
| 教 育 長 | 鈴 木 信 也 君 |
| 代表監査委員 | 外 崎 良 造 君 |
| 総 務 課 長 | 三 上 晃 瑠 君 |
| 財 政 課 長 | 木 元 剛 君 |
| 総合戦略課長 | 越 野 進 一 君 |
| 町 民 課 長 | 古 川 明 彦 君 |
| 福 祉 課 長 | 長谷川 朱 子 君 |
| 環境整備課長 | 鈴 木 輝 文 君 |
| 農 政 課 長 | 古 川 優 君 |
| 水産商工観光 | 鈴 木 統 生 君 |

課	長				
小泊支所	長	阿部	弘喜	君	
教育課	長	田中	綾人	君	
税務会計課	長	山中	哲哉	君	
上下水道課	長	今	芳文	君	

○職務のため出席した事務局職員

事務局	長	長利	香代子	君
総務課	行政係	白川	隼	君
総務課	庶務係	大川	朝央	君
議会事務局		瓜田	雅也	君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（長利 司君） ただいまの出席議員数は 13 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日は議案の審議を行います。

◎日程第 1 報告第 4 号

○議長（長利 司君） 日程第 1、報告第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

木元財政課長。

○財政課長（木元 剛君） 報告第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和 7 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしました専決第 3 号は、令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 14 号であります。

地方譲与税等の確定及び繰越明許費の追加等により、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

2 ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 1 8 3 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 6 億 5, 5 7 1 万 1, 0 0 0 円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により主なものについてご説明申し上げます。

それでは最初に、歳出についてご説明いたします。11 ページを御覧願います。3、歳出。第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 14 目財政調整基金費に財政調整基金積立金 2 億 1 8 2 万 5, 0 0 0 円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。9 ページを御覧ください。2、歳入。第 2 款地方譲与税から、10 ページを御覧ください。第 9 款地方特例交付金まで、交付額の確定に伴いそれぞれ所要額の補正をしております。

第 10 款地方交付税、第 1 項地方交付税に特別交付税 1 億 6, 9 2

6 万 8 , 0 0 0 円を計上しております。交付額の確定によるものであります。

次に、繰越明許費補正についてご説明申し上げます。6 ページを御覧ください。第 9 款消防費、第 1 項消防費に計上したトレーラーハウス設置事業及び防災ハザードマップ作成事業の 2 事業について、年度内にその支出が終わらないことから、翌年度に繰り越して使用するため、追加設定するものであります。

以上、令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 1 4 号についてご説明申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
報告第 4 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
したがって、報告第 4 号は承認することに決定しました。

◎日程第 2 報告第 5 号

○議長（長利 司君） 日程第 2、報告第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてを議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

山中税務会計課長。

○税務会計課長（山中哲哉君） 報告第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和 7 年 4 月 1 4 日付で専決処分をいたしました専決第 4 号は、中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてであります。

本改正条例は、半島振興法第 17 条の一部改正に伴い、適用期限を 2 年延長するため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、条例等新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の 1 ページを御覧願います。第 2 条中、「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に、附則第 2 項中、「平成 37 年 3 月 31 日」を「令和 17 年 3 月 31 日」に改めるものであります。

本条例改正は公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用でございます。

以上、報告第 5 号、中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第 5 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第 5 号は承認することに決定しました。

◎日程第 3 報告第 6 号

○議長（長利 司君） 日程第 3、報告第 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてを議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

山中税務会計課長。

○税務会計課長（山中哲哉君） 報告第 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明いたします。

令和 7 年 4 月 14 日付で専決処分をいたしました専決第 5 号は、中泊町税条例等の一部改正についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、条文の整備を要することから専決処分したものであります。

改正内容について、条例等新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の 2 ページを御覧願います。第 3 6 条の 2 第 1 0 項及び中段の第 6 3 条の 2 第 1 項第 1 号において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、引用条文の項のずれが生じるため、条文の整備をいたしております。

3 ページを御覧願います。第 8 2 条第 1 項第 1 号ウにおいて、道路交通法施行規則の改正に伴い、新たな 2 輪車の原動機付自転車のうち、排気量 5 0 cc を超え 1 2 5 cc 以下であり、最高出力が 4 . 0 キロワット以下のものが第 1 種原動機付自転車に追加され標準税率が 2 , 0 0 0 円となることから、条文の整備をするものであります。

4 ページを御覧願います。第 8 9 条第 2 項第 5 号において、種別割の減免に新たな 2 輪車の原動機付自転車を追加しております。

中段の第 9 0 条第 2 項においては、道路交通法の改正により、運転時にはマイナ免許証または従来の運転免許証を携帯する取扱いに変更されたことに伴い、身体障害者等が種別割の減免を受ける際、運転免許証の提示に加えマイナ免許証の提示も可能とするとともに、その確認方法を定めるものであります。

6 ページを御覧願います。附則第 1 0 条の 4 においては、平成 2 8 年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について、固定資産税等の減額及び特例措置の廃止により削除するものであります。

なお、本条例改正は公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日適用でございます。

以上、報告第 6 号、中泊町税条例等の一部改正についてご説明いたしました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第6号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第6号は承認することに決定しました。

◎日程第4 報告第7号

○議長（長利 司君） 日程第4、報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてを議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

木元財政課長。

○財政課長（木元 剛君） 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和7年4月14日付で専決処分をいたしました専決第6号は、令和7年度中泊町一般会計補正予算第1号であります。

中泊町農産物加工販売施設レストランの製氷機等の更新及び総合文化センター改修工事設計・監理業務について、一括して契約事務を進めるため、所要の予算補正を要することから専決処分をしたものであります。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億3,894万7,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により主なものについてご説明申し上げます。

それでは最初に、歳出についてご説明いたします。6ページを御覧ください。3、歳出。第6款農林水産業費、第2項農業費、第1目農業総務費、17節備品購入費に、農産物加工販売施設レストランに設置している製氷機及び冷蔵ショーケースの購入費用90万円を計上しております。

第10款教育費、第5項社会教育費、第9目総合文化センター費、12節委託料において、総合文化センター改修工事に係る設計・監理業務を一括して契約事務を進めるため、所要の予算補正を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。5ページを御覧ください。
2、歳入。第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に今回の補正財源として94万7,000円を計上しております。

次に、債務負担行為補正についてご説明申し上げます。4ページを御覧ください。先ほどの歳出の補正予算説明で申し上げましたが、総合文化センター改修工事に係る設計・監理業務に係る契約事務を一括して進めるため、文化センター改修工事設計・監理業務（第2期）について、令和7年度から令和8年度までの期間で限度額4,219万6,000円を追加設定し、文化センター改修工事監理業務（第2期）を廃止するものであります。

以上、令和7年度中泊町一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
報告第7号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
したがって、報告第7号は承認することに決定しました。

◎日程第5 議案第33号

○議長（長利 司君） 日程第5、議案第33号 中泊町議会議員の議員報酬

及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長（三上晃瑠君） 議案第 33 号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの 12 ページを御覧ください。今回の改正は、令和 7 年 3 月 17 日に開催した中泊町特別職報酬等審議会の答申内容に基づき、中泊町議会議員の報酬月額を改めるため、条例の一部改正を提案するものであります。

条例の改正内容につきましては、条例等新旧対照表により説明いたします。新旧対照表の 11 ページを御覧ください。議員報酬の月額の引上げを行い、26 万 8,000 円を 29 万 1,000 円に、23 万円を 25 万円に、22 万円を 23 万 9,000 円にそれぞれ改めるものです。

なお、この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行することといたしております。

以上、議案第 33 号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 33 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 34 号

○議長（長利 司君） 日程第6、議案第34号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長（三上晃瑠君） 議案第34号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの14ページを御覧ください。今回の改正は、令和7年3月17日に開催した中泊町特別職報酬等審議会の答申内容に基づき特別職の給料月額を改めるため、条例の一部改正を提案するものであります。

条例の改正内容につきましては、条例等新旧対照表により説明いたします。新旧対照表の11ページを御覧ください。特別職の給料月額の引上げを行い、69万4,000円を75万3,000円に、56万3,000円を61万1,000円に、50万1,000円を54万4,000円にそれぞれ改めるものです。

なお、この条例は、令和7年7月1日から施行することといたしております。

以上、議案第34号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 3 5 号

○議長（長利 司君） 日程第 7、議案第 3 5 号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中税務会計課長。

○税務会計課長（山中哲哉君） 議案第 3 5 号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの 1 8 ページを御覧願います。本改正条例は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う基礎課税限度額の引上げ、低所得者に係る軽減判定所得の改正と、町独自の一時的な保険税の引下げを行うため、条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、条例等新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の 1 2 ページを御覧願います。第 2 条第 2 項において、医療一般分の賦課限度額を 6 5 万円から 6 6 万円に、同条第 3 項において、後期高齢者支援金の賦課限度額を 2 4 万円から 2 6 万円に引き上げるものであります。

中段の第 2 3 条第 1 項につきましては、減額措置に係る軽減判定所得の見直しにより、医療一般分の限度額を 6 5 万円から 6 6 万円に、後期高齢者支援金の限度額を 2 4 万円から 2 6 万円に、1 3 ページを御覧願います。同項第 2 号では、5 割軽減の方の判定基準が 2 9 万 5, 0 0 0 円から 3 0 万 5, 0 0 0 円に、下段、同項第 3 号では、1 4 ページを御覧願います。2 割軽減の方の判定基準が 5 4 万 5, 0 0 0 円から 5 6 万円に改正されております。

1 5 ページを御覧願います。附則に、令和 7 年度に限り町独自の改正として、国民健康保険税に係る均等割の額を半額に、平等割の額をゼロ円としております。具体的には、均等割に関しましては、医療一般分の場合は 1 万 9, 8 0 0 円から 9, 9 0 0 円へ、後期高齢者支援分の場合は 9, 6 0 0 円から 4, 8 0 0 円へ、介護納付分の場合は 1 万 2, 0 0 0 円から 6, 0 0 0 円へと半額へ引き下げ、2 割、5 割、7 割軽減の方もそれぞれの割合で半額へ引き下げております。

平等割に関しましては、医療一般分、後期高齢者支援分、介護納付分の全てにおきましてゼロ円としております。

本条例改正は公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用で

ざいます。

附則に関しましては、国民健康保険事業の運用の状況を鑑みて1年ごとに見直しを行い、国民健康保険運営協議会の協議を得て改正していく予定でございます。

以上で議案第35号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたしました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第36号から日程第9 議案第37号まで

○議長（長利 司君） 日程第8、議案第36号 中泊町健康づくり推進協議会条例の一部改正についてから日程第9、議案第37号 中泊町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正についてまでの2議案を、関連がありますので、一括議題として説明、質疑を行い、討論、採決については議案ごとに行います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 本案について担当課長に説明を求めます。

古川町民課長。

○町民課長（古川明彦君） 議案第36号 中泊町健康づくり推進協議会条例の一部改正について、議案第37号 中泊町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

提出議案書つづりの21ページから24ページを御覧願います。今

回の条例改正は、令和7年度青森県の組織改正等に伴い、それぞれ条例に係る委員の名称を改めるものであります。

改正内容につきましては、中泊町健康づくり推進協議会条例では、第3条第1号中、「五所川原保健所」を「管轄保健所」に改め、同条中第8号「町連合婦人会」を削り、以下の号数を1号ずつ繰り上げるものであります。

中泊町予防接種健康被害調査委員会条例では、第4条第3号中、「五所川原保健所長」を「管轄保健所長」に改めるものであります。

以上、議案第36号 中泊町健康づくり推進協議会条例の一部改正について、議案第37号 中泊町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、沖崎議員。

○11番（沖崎 勲君） 健康という名に捉えて、一つ、倒れた人がありまして、これ該当しないのかなと思って。実は、十三湖前の風力がある、あの下で倒れ人があって、どうしたのかと。救急車を呼ばなければいけないと。救急車に伝えるのに場所をうまく伝えられないと。

○議長（長利 司君） 11番議員、今条例改正なので。

○11番（沖崎 勲君） 議長、今駄目なら取り消します。

○議長（長利 司君） そうすれば、取り消すということで。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第36号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３７号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第３７号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第３８号

○議長（長利 司君） 日程第１０、議案第３８号 令和７年度中泊町一般会計補正予算第２号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元財政課長。

○財政課長（木元 剛君） 議案第３８号 令和７年度中泊町一般会計補正予算第２号についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億２，１６９万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８５億６，０６４万１，０００円とするものであります。

各費目の２節給料、３節職員手当等、４節共済費及び１８節負担金、補助及び交付金に、４月の職員人事異動等に伴う人件費の調整額を計上しておりますが、歳出の款項を追っての説明は省略させていただきます。

それでは最初に、歳出についてご説明申し上げます。１０ページを御覧ください。３、歳出。第１款議会費、第１項議会費、第１目議会費、１節報酬から４節共済費まで、報酬改定に伴う議員報酬等２７９万７，０００円を計上しております。

第２款総務費、第１項総務管理費、第１目一般管理費、２節給料に、給与改定に伴い特別職給９６万３，０００円を計上し、１４節工事請負費に、電話対応でのトラブル回避等を目的に通話録音装置設置工事２９６万９，０００円を計上しております。

１１ページから１２ページを御覧ください。第６目企画費、１２節

委託料に、環境に配慮した再生可能エネルギーの導入推進に向け、再生可能エネルギー促進区域等ゾーニング支援 1, 5 5 3 万 6, 0 0 0 円を計上しております。

1 3 ページを御覧ください。第 1 2 目電算事務対策費、1 2 節委託料に、SNS 等を活用して行政情報等を配信するため、一斉情報配信システム導入 5 7 0 万 1, 0 0 0 円、窓口における支払いのキャッシュレス化を推進するため、窓口キャッシュレス決済導入 5 0 1 万 7, 0 0 0 円を計上し、1 3 節使用料及び手数料に、一斉情報配信システムの操作ツールの使用料として Gov Tech Express 使用料 3 3 0 万円を計上し、1 4 節工事請負費に、光ケーブル 9 か所分の移設経費として光ケーブル移設工事 3 9 9 万 7, 0 0 0 円を計上しております。

第 2 項徴税費、1 4 ページを御覧ください。第 3 目緊急対策費、1 8 節負担金、補助及び交付金に、低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額分）3, 7 9 0 万円を計上しております。令和 6 年度に実施した同給付金の不足分を追加交付する経費であります。

1 6 ページを御覧ください。第 3 款民生費、第 2 項児童福祉費、第 3 目子ども・子育て支援事業費、1 4 節工事請負費に、物価高騰等による工事費の増額分を追加するため、子ども第三の居場所建設工事 1, 1 9 0 万円を計上しております。

1 7 ページを御覧ください。第 5 款労働費、第 1 項労働諸費、第 1 目労働諸費、2 0 節貸付金に、令和 6 年度に引き続き勤労者へ低利な融資を提供するため、自治体提携融資制度預託金 5 0 0 万円を計上しております。

1 9 ページを御覧ください。第 6 款農業費、第 2 項農業費、第 2 目農業振興費、1 8 節負担金、補助及び交付金に、昨年からの雪害による農業用ハウス復旧の支援費用として、農業用ハウス等雪害復旧緊急支援事業 8 6 万円を計上しております。

2 0 ページから 2 1 ページを御覧ください。第 6 項水産業費、第 2 目水産業振興費、1 節報酬に、専門人材を活用して水産分野の振興に取り組むため、地域プロジェクトマネジャー（水産部門）4 6 2 万 3, 0 0 0 円を計上し、1 8 節負担金、補助及び交付金に、水産物加工施設における HACCP 認証取得に必要な設備整備を支援するため、水

産業加工所施設整備費 6 1 4 万 5 , 0 0 0 円を計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。8 ページを御覧ください。

2、歳入では、歳出との関連において、14 款国庫支出金、第2 項国庫補助金、第1 目総務費補助金、1 節総務管理費補助金に、再生可能エネルギー促進区域等のゾーニング費用に対する補助金として二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金 1 , 1 6 5 万 1 , 0 0 0 円を、低所得者支援及び定額減税補足給付経費に係る補助金として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 3 , 8 0 1 万 5 , 0 0 0 円、一斉情報配信システム導入費用や窓口における支払いのキャッシュレス化、当初予算に計上したオンライン英語教育運営、メタバース英会話導入費用です、こちらの経費等に対する補助金として新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型） 1 , 8 8 4 万 7 , 0 0 0 円を計上しております。

第15 款県支出金、第3 項県委託金、第1 目総務費委託金、1 節総務管理費委託金に、県が施工する工事により必要となる光ケーブルの移設費用として情報通信線路設備移転工事費委託金 4 2 5 万 1 , 0 0 0 円を計上しております。

第18 款繰入金、第1 項基金繰入金、第1 目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として 2 , 9 2 5 万 2 , 0 0 0 円を計上し、次のページを御覧ください。第21 款町債、第1 項町債、第5 目民生債、第1 節児童福祉債に、子ども第三の居場所建設事業 1 , 3 1 0 万円を計上しております。

続きまして、地方債補正についてご説明申し上げます。5 ページを御覧ください。子ども第三の居場所建設事業について、限度額を 1 , 3 1 0 万円と定め追加するものであります。

以上、令和7 年度中泊町一般会計補正予算第2 号についてご説明申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

1 1 番。

○1 1 番（沖崎 勲君） 端的にいきます。十三湖の風力、あの場所……
（「消防関連」の声あり）

○1 1 番（沖崎 勲君） 消防に関連するというか、場所的には市浦地区にな

るのですよね、十三湖の関係は。あの風車の下で倒れた人がいて、救急車呼ばなくてもいいけれども、家の人を呼んでほしいと、私が対面したのだが、ただ家族に私は電話して、５番目の風車の近くだと。こっちから見て５番目、あっちから見て５番目、ちょっと分かりにくいわけです。言いたいのは、あれ何か目印つけられないか、風車に。番号でもいいし、何かつければ、何かあった場合来られるし、昔は私たち田んぼに行けば、馬鹿の川のそばだとか、赤屋根だとか、固有名詞的なものがいっぱいあったわけです。今はきれいになってしまったので、ただ高齢化も進み、やっぱりそういう倒れる人もあるし、また田んぼに行くにもいろんな不便な面も、勝手ながらあるわけでありますので。

そして、もう一つ町長に聞きたいのは、あの風車というのは持ち主は日本風力と名前を聞いたことあるけれども、どこの物だか、それも分からないところで、その点含めて、いろいろな要望になりますが、町長。

○議長（長利 司君） 答弁を求めます。

濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 今沖崎議員のほうからお話のあった風力発電施設なわけでありましたが、恐らく十三湖南岸の風車だとすれば、２列に並んで、７本、８本と建っているほうが日立さんの風力発電施設でありまして、あれは１号基から１５号基まで番号が振られていると思います、書いていないけれども。設備上は、１号基から１５号基まで番号振られていると思います。

それから、後でできた配架線、馬鹿川の２基については、日本風力開発さんが建てたのですが、今は経営が変わってしまして、タカラレーベンさんのホールディングスになっております。こちらのほうも、北側と南側というふうに区別すれば、議員おっしゃるように、どこだか、どこの風車の下だかというのは特定できるのかなと思っております。消防のほうとも話ししながら、例えば十三湖のほうの風力の何号基、配架線のほうの何号基というふうに分かるように、風力発電事業者とも相談しながら対応を考えていきたいと思っております。ただ、倒れた場所の特定に関しましては、例えば田んぼであってもどこの田んぼで倒れたかというのはなかなか難しいわけでありまして、そこら

辺も含めて、農地等で例えば事故、災害等で救急車の出動とかが必要になった場合にどこに行けばいいのかについては、一部事務組合のほうとも話ししながら特定できるように努めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（長利 司君） 11番、沖崎議員。

○11番（沖崎 勲君） 今分かった。

私も消防のほうにも聞いたわけです。消防なら分かるわけです。だから、救急車は来られるわけだけれども、私たち個人的にそういうことをしているところで、でも個人的にもできれば救急車に乗りたくないわけです。その点もありますので、何かこの3番と書いた風車の近くだと言えば手を振って分かる話です。その点要望して、何とかお願いします。

終わり。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

9番、川山議員。

○9番（川山光則君） 2つほどありまして、先に14ページの低所得者支援及び定額減税補足給付金というところがありますけれども、歳入も何か入っているみたいですが、この補足という意味がちょっと分からないので、伺います。

○議長（長利 司君） 山中税務会計課長。

○税務会計課長（山中哲哉君） 今回の補足という、そういうのに関しては、去年一旦定額減税というの行われました。それで、1人3万円とか、所得税に関しては。ただ、それが令和5年度の前の年の数値を使っていたので、今回6年度の確定申告、今年に入って確定申告行われております。それで、正確なものが出ました。それで、足りない分を今支給するという形になりますので、補足という形になります。

○議長（長利 司君） 川山議員。

○9番（川山光則君） 足りない分という意味が分からないので、計算上で足りなくなって足りないのですか。私も低所得者になるのか分からないので私もちらっともらっているところで、ちょっと意味取れない。もうちょっと……

○議長（長利 司君） 税務会計課長。

○税務会計課長（山中哲哉君）　例えば昨年定額減税１人３万円という所得税、これ令和５年度の数値使っていましたので、その人は２万円の所得税を納めておりました。ですので、もう１万円だけ、３万円ですので、もらえる、一旦もらったわけなのです。確定申告がまず始まりまして、確定としまして、６年度が確定いたしました。ところが、本来所得税は１万円しかならなかったものですから、残りの、本当は３万円もらえるのを１万円しかもらっていなかったものですから、差引きまず１万円、もっともらえる権利がありますので、それを今お配りするという形になります。よろしいでしょうか。

○議長（長利　司君）　川山議員。

○９番（川山光則君）　教育関連で一つお伺いします。

私は、４月に県のほうに伺いまして、ちょっと陸上関係のグラウンドのお話、私たちスポーツ好きのじっちゃん方がいろいろ話した中で、私も前議長していたので、議長会とかいろいろなところで話いろいろして、中泊に公認のグラウンドがなくなって、しばらく困ったなという話いろいろ聞きまして、ではあなたたちお金出してやればどうだと、これは前に話したのですけれども、いろいろお金もかかることですし、県のほうにもちょっとどのくらい負担すればできるのかなと、そういう話を伺いながら、お願いも兼ねて行ってきたのですけれども、その中では教育課長の下白崎さんだか、事務執りながらという形でちょっと一緒に行ってもらったのですけれども、こまいところは私たちはあまり分からないところもあったのですけれども、いろいろな補助金等もあるし、周りの支部もあるでしょうけれども、もしできるものであれば、県も協力して、額はどのくらいになるかで決まらないのですけれども、町の持ち出しは大体大きくても３，０００万ぐらいあればできるのではないかという話でありました。私も、その後いろいろなところで聞きながら話したのですけれども、そのくらいであれば、やってくれば、そういう大会あったとき幾らでも利用料取ってもいいのになと、そういう話もちらっと聞こえていましたので、ぜひ教育長、町長に幾らかかるか調査してもらって、そっちのほうに進めていただけないかなと思ひまして今質問をしたわけなのですけれども、今はもう予算終わってしまいましたので、これからに向けて、教育長でもいいし、ちょっとお話ししていただけますか。

○議長（長利 司君） 田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君） ただいまの質問にお答えいたします。

議員の皆様が県に要望したということは聞き及んでおりまして、その中でサッカーくじとか、それから過疎対策事業債の件、お話あったと思います。サッカーくじに関しては手を挙げてということになりますし、それから過疎対策事業債、これは毎年配分される県の枠というのがありますので、今年も中泊町では令和7年度も10事業に充当しているというような状況です。議員のおっしゃることも分かるのですが、けれども、そもそも町長従来申し上げているのは、広域で使われる競技場は町単独で維持管理していくというよりは、やはり広域でということ従来要望しているわけでありまして、要望の中でもだんだん理解が得られてきている感触はありますけれども、まだ広域の正式な要望には至っていないということが現状でありますので、引き続きこの広域の要望を粘り強く続けていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（長利 司君） 川山議員。

○9番（川山光則君） ちょっと言うの忘れたけれども、初日で町長、今後のご挨拶したので、当選おめでとうございます。それ言うの忘れていた。

今課長話ししても、徐々に徐々にと、これ徐々にですよ。前に塚本議員、いつかやると言ったら、いつやるのとあったけれども、徐々にだけではなかなか進まない。町長、教育長に少し方向性出してきて、あんまりかかれば無理だけれども、調査だけでもしてみるかとか、調査費なんて幾らかからなくてできるわけですので、そうすればそういう額が確定していけば、いろんなところでお願いすることもできるわけですから、どうですか。そこら辺ちょっと調べてみるとするわけにはいきませんか。課長でなくて、町長か教育長、ちょっと。

○議長（長利 司君） 教育課長。

○教育課長（田中綾人君） ただいまの質問にお答えします。

正式の調査というよりは、見積書を参考として業者から聴取しているところではあります。議員ご要望の際にも、2億3,000万ぐらいですか、そういう見積りは大体目安としてこのぐらいだというお話はしているところではあります。本格的な調査ということになります

と、やはり事業実施を決断してからということになると思いますので、今のところは見積書の状況ということでございます。

以上です。

○議長（長利 司君） 川山議員。

○9番（川山光則君） その2億3,000万円というのは事前に聞いていたのだけれども、幾らでも上がっていくし、今日も今の子どもの第三の居場所で、既に去年言っていた額にもう1,300万もかかっているのです。だから、投げておけば幾らでも高くなっていくし、そのとき聞いたやつで、1年延びればまた1,000万も高くなっていく。なかなか進められない。もし何であれば、県のほうにお願いしてこの津軽圏域にみんなで集まってもらって相談するとか、いろんなやり方があるわけです。やる気なければできません。やる気なければ、町長。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） やる気があればできるというお話をされますと、まるで我々がやる気がないみたいなお話に聞こえるのですが、この陸上競技場の公認の取得については、やれば幾らくらいかかるかも何年前からの議会でもずっと説明をさせていただいて、ここの定住自立圏、要するに五所川原の広域連合等でも何回も話をさせていただいて、うちの町単独で、町民の税金を使って整備するには高額過ぎると。皆さんが広域で使っているのですから、広域で考えてほしいということを常にお願いをし、県知事に対しても私のほうからお願いをしているということは皆様方にご説明をしてきているわけですが、やる気がないと言われると私も非常に心外なわけでありまして、どうやればできるのかを様々考えております。私のほうからは、五所川原の陸上競技協会のほうからも要望上げてもらえばいいのではないかとか話をしているのですけれども、そちらのほうも動かないわけでありまして。今私が唯一、県知事に対してこのことをご提案申し上げているわけでありまして、そのことは議員にもご理解をいただきたいと思っております。そして、県のほうに要望に行かれたのであれば、具体的に県が幾ら手伝ってくれるのかとかお話をした上で町に提案をしていただければ、検討させていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（長利 司君） 川山議員。

○ 9 番（川山光則君） だから、町長にそれを言ってほしかったところで、町長か教育長と私言ったのです。そして、つまりやる気あっていろいろやってもらっているというところは言うてくたされば、ああ、そうですかとなったのです。今ある程度国のほうのお金とかいろいろあるようですので、今後検討しながら、あっちこっちで掛け合って、いい方向で進めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

4 番、秋元議員。

○ 4 番（秋元 隆君） 私のは単純です。予算書の中で、電算事務の中で、使用料、この横文字で書いているやつ、具体的にどういうことか、ちょっと教えてもらえればと思って。13 ページでないか。

○議長（長利 司君） 越野総合戦略課長。

○総合戦略課長（越野進一君） 議員ご質問の G o v T e c h E x p r e s s 使用料、こちらについてご説明申し上げます。

中泊町では、これまで広報紙、それから防災無線、ホームページなどを通じて情報発信を行ってまいりました。それで、防災無線が聞こえづらい、広報は月 1 回のため、情報を見逃すなどの課題が指摘されてきました。こうした状況を改善するために、全国で利用されているコミュニケーションツール、ラインというものを活用して、町の公式アカウントを新たに開設する用意をしております。

そこで、自治体向けの拡張ツールでありますこの G o v T e c h E x p r e s s、これを併せて導入することで、安全性と利便性を高めた運用ができるということで、この機能を活用しなければ、公式アカウントだけ立ち上げてもちよっと意味がないということで、これを使ってこれから防災やイベントなどの情報をリアルタイムで配信したり、それから検診や講座などの予約受付、それから町への問合せに対する自動応答機能、こういったものを活用しながら住民との双方向のやり取りが可能にできる体制をつくるための機能といたしますか、それを今回 G o v T e c h E x p r e s s というものを使ってやりたいと考えております。

以上になります。

○議長（長利 司君） 秋元議員。

○４番（秋元 隆君） そのG o v T e c hというの、これメーカーですか、それとも、言い方分からないのですけれども、それこそ会社なのか、そこ確認です。

○議長（長利 司君） 越野総合戦略課長。

○総合戦略課長（越野進一君） こちらにつきましては、機能、システムの名称ということで、会社はB o t E x p r e s sという会社になります。

○議長（長利 司君） 秋元議員。

○４番（秋元 隆君） 簡単にならないのでしょうか。

○議長（長利 司君） 総合戦略課長。

○総合戦略課長（越野進一君） このように商品が示されておりましたので、商品名になります。

○議長（長利 司君） ほかに質疑。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第３８号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第３９号

○議長（長利 司君） 日程第１１、議案第３９号 令和７年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第１号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

古川町民課長。

○町民課長（古川明彦君） 議案第３９号 令和７年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第１号についてご説明申し上げます。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ

ぞれ２９万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４億３，４５１万７，０００円とし、診療施設勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６８万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億６，４０４万８，０００円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、最初に事業勘定の歳出についてご説明いたします。６ページを御覧願います。３、歳出。第１款総務費、第１項総務管理費、第１目一般管理費に、人事異動に伴う職員人件費調整分として、第２節給料から１８節負担金、補助及び交付金まで、合計３５万３，０００円を計上しております。

第６款保健事業費、第２項特定健康診査等事業費、第１目特定検査審査等事業費、７節報償費に運営協力者謝礼として１４万４，０００円を計上し、１２節委託料の健診補助業務において１９万８，０００円を減額しております。

次に、歳入についてご説明いたします。５ページにお戻り願います。２、歳入。第６款繰入金、第１項一般会計繰入金に職員給与費等繰入金３５万３，０００円を計上し、第６款繰入金、第２項財政調整基金繰入金において、財政調整基金繰入金２８３万６，０００円を減額しております。

第８款諸収入、第３項雑入に普通交付金返還金２７８万２，０００円を計上しております。

以上で事業勘定の説明を終わります。

続きまして、診療施設勘定についてご説明申し上げます。歳出からご説明いたします。９ページを御覧願います。３、歳出。第１款総務費、第１項医療施設管理費、第１目一般管理費に、人事異動に伴う職員人件費調整分として３２万９，０００円を計上しております。

第１款総務費、第１項医療施設管理費、第１目一般管理費、１０節需用費に、診療所理学療法室エアコン取替え修繕費用として３６万円計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。８ページにお戻り願います。２、歳入。第６款諸収入、第１項受託事業収入、第２目予防接種代金に麻疹及び風疹等予防接種代金６８万９，０００円を計上しております。

す。

以上、議案第 39 号 令和 7 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 39 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 議案第 40 号

○議長（長利 司君） 日程第 12、議案第 40 号 令和 7 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

長谷川福祉課長。

○福祉課長（長谷川朱子君） 議案第 40 号 令和 7 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 87 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 7,155 万 7,000 円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。4 ページを御覧願います。

3、歳出。第 1 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費、2 節給料から 18 節負担金、補助及び交付金まで、合計で 87 万 4,000 円を今年度の人事異動に伴う人件費の調整分として計上しており

ます。

次に、歳入についてご説明いたします。同じく4ページを御覧願います。2、歳入。第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第2目その他一般会計繰入金で、人件費分として87万4,000円を計上しております。

以上、議案第40号 令和7年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第41号

○議長（長利 司君） 日程第13、議案第41号 令和7年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

今上下水道課長。

○上下水道課長（今 芳文君） 議案第41号 令和7年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

収益的支出の既決予算額に10万8,000円追加し、総額3億59万6,000円とするものです。

2ページをお開き願います。補正予算実施計画説明書によりご説明いたします。

それでは、支出についてご説明いたします。第1款水道事業費用、

第1項営業費用、第4目総係費で、1節及び2節、3節、5節、28節にそれぞれ人事異動に伴う職員人件費として合計10万8,000円を計上いたしております。

以上、議案第41号 令和7年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第42号

○議長（長利 司君） 日程第14、議案第42号 中泊町副町長の選任についてを議題にします。

本案について町長に説明を求めます。
濱舘町長。

○町長（濱舘豊光君） 議案第42号 中泊町副町長の選任についてご説明を申し上げます。

現副町長、横野彰吾氏の任期が令和7年6月12日をもって満了することに伴い、後任の副町長として三上晃瑠氏を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

三上氏は、ご存じのとおり現総務課長であり、町職員として30年間にわたり勤務し、その間総合戦略課長、財政課長を歴任するなど、行政全般に精通していることは誰もが認めるところであります。また、町民、職員からの信望も厚く、副町長として適任であると存じますの

で、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第４２号を採決します。

お諮りします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第４２号は同意することに決定しました。

◎日程第１５ 議案第４３号

○議長（長利 司君） 日程第１５、議案第４３号 物品売買契約の締結についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元財政課長。

○財政課長（木元 剛君） 議案第４３号 物品売買契約の締結についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの２６ページを御覧ください。本議案は、令和７年５月２８日に仮契約を締結した物品売買契約について、中泊町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、提案するものであります。

１、契約の目的は、ＬＧＷＡＮ系事務用パソコン購入であります。

２、契約の方法は、指名競争入札により、令和７年５月２２日に入札を実施、令和７年５月２８日に仮契約を締結しております。

３、契約金額は、５，６１０万円であります。

４、契約の相手方は、青森県青森市古川２丁目２０番３号、株式会社内田洋行ＩＴソリューションズ東北支店青森営業所、代表者は所長、小林義雄氏であります。

以上、議案第４３号 物品売買契約の締結についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。議案第４３号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 議案第４４号

○議長（長利 司君） 日程第１６、議案第４４号 町有財産の無償貸付についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

長谷川福祉課長。

○福祉課長（長谷川朱子君） 議案第４４号 町有財産の無償貸付についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの２７ページを御覧願います。令和７年４月１７日付で、社会福祉法人奥津軽会から新静和園が完成し、４月３日、旧役場跡地に移転開設した旨の報告がありましたが、旧静和園の備品や書類等の廃棄処分、整理等が完了していないことから、町有財産使用貸借契約の延長の申出があり、当該施設の土地及び建物を引き続き無償貸付けするため提案するものです。

貸付けする土地は、中泊町大字中里字宝森１番地２ほか１４筆。

貸付けする建物は、特養本体本館、特養本体新館ほか附帯施設。

貸付けの相手方は、北津軽郡中泊町大字中里字亀山４３４番地１、社会福祉法人奥津軽会理事長、小野裕明であります。

貸付けの期間は、旧施設の不要物品の撤去を完了した日または令和8年2月28日のいずれか早い日までとなります。

以上、議案第44号 町有財産の無償貸付についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（長利 司君） お諮りします。

本日、町長から議案第45号及び議案第46号が提出され、お手元に配付しております。これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号及び議案第46号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

◎町長追加提案理由の説明

○議長（長利 司君） 町長に提案理由の説明を求めます。
濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 追加提案をさせていただきます議案についてご説明申し上げます。

議案第45号は、令和7年度中泊町一般会計補正予算第3号についてであります。補正額は、歳入歳出とも587万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億6,651万6,000円とするものであります。

補正する歳出は、総務費に庁舎ペレットボイラーの修繕経費、消防費に消火栓の点検及び更新経費を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出の関連において、財政調整基金繰入金を計上いたしております。

議案第46号は、物品売買契約の締結についてであります。令和7年度学習者用コンピュータ等購入について、物品売買契約を締結するにあたり、中泊町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、仮契約を締結したうえで議会の議決を求めるものであります。

以上で追加提案理由の説明とさせていただきます。何卒慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

◎追加日程第1 議案第45号

○議長（長利 司君） 追加日程第1、議案第45号 令和7年度中泊町一般会計補正予算第3号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元財政課長。

○財政課長（木元 剛君） 議案第45号 令和7年度中泊町一般会計補正予算第3号についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ587万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億6,651万6,000円とするものであります。

最初に、歳出についてご説明いたします。5ページを御覧ください。
3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、14節工事請負費に、庁舎ペレットボイラー1号機の不具合を修繕するための経費220万円を計上いたしております。

第 9 款消防費、第 1 項消防費、第 3 目消防施設費、1 2 節委託料に消防設備保守点検 2 0 万 9 , 0 0 0 円を、1 4 節工事請負費に消火栓設置工事 3 4 6 万 6 , 0 0 0 円を計上いたしております。

4 月の消防水利点検時に発生した消火栓の漏水を受け、小泊地域の消防設備の点検経費及び消火栓 3 基分の更新経費を計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。4 ページを御覧ください。
2、歳入では、歳出との関連において、第 1 8 款繰入金、第 1 項基金繰入金、第 1 目財政調整基金繰入金に今回の補正財源として 5 8 7 万 5 , 0 0 0 円を計上いたしております。

以上、令和 7 年度中泊町一般会計補正予算第 3 号についてご説明申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第 4 5 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 4 5 号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第 2 議案第 4 6 号

○議長（長利 司君） 追加日程第 2、議案第 4 6 号 物品売買契約の締結についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君） 議案第 4 6 号 物品売買契約の締結についてご説明いたします。

追加提出議案書つづりの１ページを御覧ください。本議案は、６月３日に仮契約を締結した物品売買契約について、中泊町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、提案するものであります。

取得する財産は、町内小中学校の児童生徒用及び指導者用タブレット５１８台であります。

契約の方法といたしましては、青森県ＧＩＧＡスクール推進協議会が、県内市町村のタブレット端末を安価に調達できるよう、令和７年３月２６日に企画提案競技審査を行っております。

その最優秀提案者と随意契約により、６月３日、仮契約を締結しております。

契約金額は、３，００８万５，４４０円であります。

契約の相手方は、弘前市高田３丁目６－７、株式会社ビジネスサービス弘前支店、代表者は支店長、鈴木康史でございます。

なお、納期は令和７年１０月３１日までとしております。

以上、議案第４６号 物品売買契約の締結についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第４６号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１７ 委員会付託

○議長（長利 司君） 日程第１７、委員会付託を議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。中泊町議会総務文教常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、総務文教常任委員会が所管する事項について、閉会中の継続調査としての申出がありました。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。中泊町議会産業福祉常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、産業福祉常任委員会が所管する事項について、閉会中の継続調査としての申出がありました。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（長利 司君） 今定例会に上程されました全議案について長時間にわたり慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和7年第2回中泊町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時28分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため
ここに署名する。

議長 長利 司

署名議員 青山 雅晴

署名議員 中村 勉